

秩父市農業委員会 令和3年 第4回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和3年4月22日(木) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和3年4月22日(木) 午後4時20分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 24名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
1番	◎桑 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	欠席
3番	○長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	欠席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	○横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席	●		富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席	●	第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	出席
13番	設 楽 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	欠席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

#### 4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 審議議案の報告

日程第6 議案審議

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について (14件)

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)

議案第22号 買受適格証明願いについて (2件)

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について (2件)

議案第24号 農用地利用配分計画の意見について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備考	職 名	氏 名	備考
事務局長	新 井 常 男		主席主幹	小 嶋 祥 弘	書記
参 与	宮 前 房 男		主 事	岩 田 直 樹	書記
主席主幹	五野上 雅 彦		主席主幹	新 井 幸 男	
主 幹	千 島 修		主事補	見 澤 俊 亮	

#### 7 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（糸東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和3年 第4回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（糸東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総会成立の報告

議長（糸東男会長） 本日は、1区 松澤眞一推進委員、2区 倉林幸男推進委員から、欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、

秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

#### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（衆東男会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（衆東男会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。8番 黒沢昌治 委員 及び 9番 青野孝司 委員以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

#### 日程第5 審議議案の報告

**議長（衆東男会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**新井事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書3ページの議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について 番号2を、削除してください。

続きまして、議案書7ページ、下段 番号11の申請地の 計3筆を計2筆に訂正願います。

続きまして、議案書9ページ、番号15の案件を削除願います。

続きまして、議案書12ページ、番号1の担当農業委員を12番豊田恵男委員から黒沢昌治委員へ訂正願います。

続きまして、議案書13ページ、番号1の担当農業委員を12番豊田恵男委員から黒沢昌治委員へ訂正願います。

訂正は異常でございます。

それでは、令和3年 第4回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について が4件、 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について が1件、 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について が14件、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について が1件、議案第22号 買受適格証明願いについて が2件、議案第23号 農用地利用集積計画の決定について が2件、議案第24号 農用地利用配分計画の意見について が1件、以上でございます。よろしくお願ひします。

**議長（衆東男会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

#### 日程第6 議案審議

議案第18号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （4件）

**議長（衆東男会長）** これより、議案の審議に入ります。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（岩田主事）** 私からは番号1から2について説明します。

はじめに番号1についてですが、

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、中村町●丁目 田 1筆 998㎡で、平成9年に売買により取得した土地です。譲渡人は法人で、平成8年に、資材置場用地として当申請地について農地転用許可を受け、その許可書をもって所有権の移転をしましたが、予定していた建設工事が中止となったため、申請地は地目変更がされないまま、現在まで至っています。このたび、譲受人から農地として使用したい旨の申出がありましたが、当時の許可から20年以上が経過していること、当時の譲渡人が死亡していること、既に所有権が移転済みであることから、許可の取消しをすることが難しく、現状に重ねるかたちで本申請がなされています。

案内図の1ページをご覧ください。土地の所在ですが、申請地は●●●●●に位置しています。

譲受人は令和2年10月28日に、果実・野菜等の農作物の生産、販売並びに加工品の製造、販売、農作物の摘み取り体験農園の経営、農泊施設の経営等を事業の目的に設立された法人です。このたび、農地を譲り受けるとともに、周辺の土地も使用することで、当地で滞在型・体験型観光農園事業をおこないたいとして申請されました。

原則として、農地の所有権を取得できる法人は農地所有適格法人のみであるため、譲受人は農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件、すなわち、法人形態の要件、事業要件、構成員要件、常時従事役員等の要件をそれぞれ満たしている必要があります。

提出された事業等の状況によりますと、法人形態の要件については、譲受人が株式会社であることからこれを満たしています。

事業要件につきましては、まず履歴事項全部証明書に「農作物の生産、販売」の記載があり、また事業計画として、今後3か年の販売計画において、農業と関連事業の売上高合計が、法人全体の売上高合計の過半を占めるものとなっていることから、主たる事業が農業と関連事業であることという要件を満たしています。

構成員要件につきましては、株式会社であれば、農業関係者の有する議決権の合計が総株主の過半を占めなければならないとされておりますが、総株数180株のうち160株を常時従事者が有しているため、要件を満たしております。

常時従事役員等の要件につきましては、理事の過半がその法人に常時、年150日以上従事すること、及びこれに該当する理事若しくは重要な使用人のうち、1人以上が年間60日以上農作業に従事することとされています。事業等の状況によれば、理事5人のうち4人が年間280日の従事、また農作業への常時従事の見込みもあることから、要件を満たしております。

以上より、譲受人は農地所有適格法人を設立するためのすべての要件を満たしております。

なお、農地所有適格法人が農地の所有権を取得したのちには、その要件を継続して満たしているか等の確認のため、毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告する義務があります。

また、当農地所有適格法人は、既に近くの農地について、貸借・売買による農地法第3条の許可を受けております。当申請地許可後の耕作面積は、6295.61㎡となり、中村町の下限面積要件である10アールを満たしております。

加えて、当申請地には条件付き所有権移転仮登記が設定されておりますが、仮登記権者からは、このたびの申請について異議がない旨の承諾書が添付されております。

事業の全体としましては、●●●●●周辺の土地を使用し、さくらんぼ、ブルーベリー等の果実、野菜の栽培及び農作物の収穫体験、テント泊による農泊体験、ジャムづくり、ドライフルーツづくりといった農作物の加工体験を踏まえた6次産業等を展開していく計画になっています。

なお、今回の申請地には、ハウスを建て、さくらんぼを栽培する予定です。

現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして、番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、太田 畑 1筆 302㎡で、令和1年に相続により取得した土地です。

案内図の2ページをご覧ください。土地の所在につきましては、大田小学校から東に約●●●m離れた場所に位置しています。

申請の目的は農業経営の拡大です。申請地は譲受人が所有する農地の隣接地で、このたび、市外に居住しており農地を耕作することができないため、当申請地を手放したいと希望している譲渡人と譲受人との間で土地の譲渡しについて話がまとまったことから、譲渡人がここを譲り受け、隣接農地とともに耕作に供していきたいとして申請されました。

譲受人は元農業委員で、市内に約11,000㎡の農地を所有、耕作しており、太田地区の下限面積30アールを満たしております。

農作業歴は約30年で息子とともに農業をおこなっており、農機具は、トラクター、耕うん機を所有しています。申請地には蜂谷柿を定植し、隣接の自己所有農地と一体で利用する計画になっています。

申請地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

説明は以上です。

**事務局（小嶋主席主幹）** 続きまして、番号3及び番号4については関連がありますので一括して説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、番号3・4ともに議案書記載のとおりです。

申請地ですが、番号3は黒谷 字 ●● 田 1筆 91㎡で昭和63年に相続により取得した土地で、番号4は黒谷 字 ●● 田 1筆 732㎡ 畑 1筆 400㎡で平成12年に相続により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。土地の所在は秩父鉄道和銅黒谷駅から南南西●●●m付近に位置しております。

本申請地について譲り受けたい旨の申し出があり、譲渡人とも協議が成立し、このたび申請に至ったものです。

譲受人は現在、農地を所有しておりませんが今回取得する農地が併せて1,223㎡となるため、黒谷地内における下限面積要件10アールを上回ります。

耕運機1台を所有予定とのことで、農地取得後は、番号4では、人参、里芋、ほうれん草、白菜、

ジャガイモ、カボチャ、キャベツ、ネギ、サツマイモ等野菜・根菜類を、番号3ではチュウリップや水仙を中心に栽培し、譲受人が経営する店舗で使用・販売を行う予定となっております。

現地を確認すると、ネギなどが耕作され、概ね農地として使用しておりました。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番 加藤勝市委員** 4番加藤です。番号1ですが、資材置き場として許可されたが、資材置き場として利用されずに今日に至っている、今度は、農地として利用するということですので、大変結構な案件だと思います。いずれにしてもこれは、3条の案件ですので、担当推進委員さんのご意見を中心に協議をお願いします。以上です

**1区 吉川稔推進委員** 事務局の説明のとおりで、特に問題はないと思います。現地も保全管理されております。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

**13番 設楽治男委員** 13番設楽です。番号2についてですが、本件の譲受人は、現地で農業をしており、現在生産している干し柿の増産をし、また譲り渡し人は、農地を譲り渡したいということですので、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**4区 齊藤稔推進委員** 現地を確認したところ、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**11番 長島秀明委員** 11番長島です。番号3及び番号4については概要は事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、よく耕作されている農地であります。譲受人は、これから実績を積むと思いますので、問題はないと判断をしました。推進委員さんのご意見を踏まえたうえでご審議よろしくをお願いします。

**3区 田口俊夫推進委員** 3番田口です。問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手をする）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第19号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （1件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**事務局（岩田主事）** 私からは番号1について説明します。

申請者、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 野坂町 ●丁目 畑 1筆 418㎡で、令和2年に相続により取得した土地です。

案内図の4ページをご覧ください。申請地は西武秩父駅から南南東に約●●●m離れた場所に

あり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は申請地の隣接地にある住宅に居住しており、当申請地についても、昭和47年より、住宅の増築部分、物置、駐車場等の住宅敷地として、現在まで一体で利用していました。このたび、土地の相続を受けた際に、申請地が農地転用の許可を受けていないことが発覚しましたが、農地に復旧することも難しく、引き続き現況のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ、申請されました。

なお、隣接地については、現在の登記地目は畑ですが、過去に農地転用許可を受けています。隣接地とを併せた合計敷地面積は、669㎡です。

資金調達計画はありません。また、隣接に農地もありません。現地を確認しましたところ、申請通り、宅地として使用されていました。説明は以上です。

**議長（衆東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番 加藤勝市委員** 事務局から説明がありましたが、必要な添付書類等も整っており、やむを得ないと判断をしました。ご審議をよろしくお願いします。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆東男会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第19号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手をする人あり）

**議長（衆東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第20号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（14件）

**議長（衆東男会長）** 次に、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**事務局（岩田主事）** 私からは番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 上町 ●丁目 畑 1筆 718㎡で、平成31年に相続により取得した土地です。

案内図の5ページをご覧ください。申請地は花の木小学校から東に約●●●m離れた場所にあります、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は分譲住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は市内中心部にあり小中学校にも近く、交通の便も良いことから住宅地に適しているとして、不動産業を営む譲受人がここを譲り受け、ここに宅地分譲地3区画分を計画したいとして転用申請されました。

資金調達計画は整っています。また隣接に農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

なお、当申請地の一部には、平成31年頃よりゴミ置き場が設置されています。これは、隣接地を宅地分譲用地として転用した際、町会からの依頼により市道にあったものをやむなく移設したものとことです。このことについて、農地転用の許可を得ずに現在まで至ってしまったとして、始末書が添付されています。

現地を確認しましたところ、全体は保全管理状態となっております。

説明は以上です。

**事務局（小嶋主席主幹）** 私からは番号2から番号8について説明いたします。

番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原 字 ●●● 畑1筆 456㎡で、平成14年に相続で取得した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅から北へ●●●m付近にあります。

立地の基準につきましては、申請地は鉄道駅から300メートル以内にある地域内の農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅用地です。

譲受人は、市内に本店を置き、不動産業を主な目的としている法人です。

申請地は、静かな住宅地に囲まれ、近くに病院やスーパーマーケット等の施設も多く、住宅地として適した状況であり、このたび、建売住宅の建築用地として本申請地を譲っていただける話がまとまり、ここに2棟分の建売住宅を構築し販売したいとして転用申請されました。

事業計画、資金計画等は整っており、申請地に隣接する農地はありませんでした。

現地を確認したところ、申請地は不耕作状態でしたが、草刈り等の管理はされてありました。

次に番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原 字 ●● 畑2筆 1,513㎡で、平成22年に相続で取得した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅から北へ●●●m付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅用地です。

譲受人は、不動産業を主な目的としており、法人ではありませんが、宅地建物取引業者免許を取得しております。

申請地は、譲渡人が高齢のため休耕地となっており、除草等の維持管理も苦慮している状況であり、住宅地に囲まれ、市内への交通の便もよく、小学校、スーパーマーケット等の生活に必要な施設も近く、住宅地として適した状況にあることから申請地を譲り受け、ここに6棟分の建売住宅を構築し優良住宅を販売したいとして転用申請されました。

なお、申請地の一部について平成22年頃から、貸駐車場にしてしまっていたことから、始末書



が添付されています。

事業計画、資金計画等も整っており、申請地に隣接する農地はありませんでした。

現地を調査したところ、申請地の半分近くは、ネギ・ジャガイモ・さやえんどうなどが耕作されており、不耕作となっているところも草刈り等の管理はされておりました。なお、始末書記載の一部貸駐車場は2台分の車両の駐車場として使用されておりました。

次に番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原 字 ●● 畑2筆 395㎡で、平成28年に相続で取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。

申請地は、申請地は大野原交差点から南に●●●m付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

譲渡人は市外の賃貸住宅に居住していましたが、手狭になり子どもの将来を考え自己用住宅を建築したいと計画していたところ、親の住まいにも近く子どもの面倒も頼ることが可能な申請地を転用したいとして申請されました。

資金調達計画は整っています。

また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。

現地を確認したところ、申請地は近年まで耕作されていたようですが、現在は不耕作となっており、耕運機等の就農用の農業用倉庫1棟がありました。

次に番号5について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷 字 ●● 畑2筆 1,527㎡で、2筆とも昭和54年に相続で取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道と銅黒谷駅から南南西へ●●●m付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

譲渡人は、現状農業を継続していく事が年齢的、体力的に困難であり、後継者も県外に居住してしまっていることから、今後農業を継続していくことが難しい状況となっていたところ、太陽光発電設備設置の設置に適した土地を探していた譲受人との話しがまとまり申請に至ったとのことです。

事業計画では、太陽光パネル288枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力パワーグリッド株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

また、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまます。

現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

続きまして、番号6及び番号7については関連がありますので一括して説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、番号6・7ともに議案書記載のとおりです。

申請地ですが、番号6は、山田字 ● 畑 1筆 720平方メートルのうち 7.95平方メートル、番号7は、同じく山田字● 畑 1筆 500平方メートルで、ともに、平成23年1月に相続により取得した土地です。

案内図の10ページをご覧ください。

申請地は、秩父市立高篠中学校から南に●●●メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用の目的ですが、番号6が排水管理設用地で一時転用、番号7が自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内の賃貸アパートにて生活しておりますが、子どもが誕生し、何かと手狭となってきたことから自己用住宅を建築したいと計画し、土地を探していたところ、実家の前となる申請地について、譲渡人との調整が整ったため申請されたものです。

なお、番号6については、番号7の自己用住宅の宅内排水の放流先として、隣地にある既存排水枡を利用できることとなり、農地一部を排水管理設のために一時転用をするもので、転用後は農地に復帰いたします。

設計図、資金計画等も整っており、また、本申請地の隣接に農地はありませんでした。

現地を確認したところ、ネギ等が耕作されており、おおむね保全管理された農地となっております。

次に番号8について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、定峰 字 ●● 畑2筆 455平方メートル、田1筆 399㎡で、3筆とも平成14年に相続で取得した土地です。

案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、高篠簡易水道浄水場から南西へ●●●m付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、店舗用地です。

譲受人は、行楽客等に対し休憩所や軽食の場としての利用を目的として店舗を建設したいと計画していたところ、譲渡人との話しがまとまり申請に至ったとのことでした。

なお、申請地について平成14年頃から、除草目的で整地してしまっていたことから、始末書が添付されています。

資金計画は整っており、事業計画ではプレハブハウス1棟と自動車8台及びバイク用駐車場を設置することとなっております。

また、本申請地の隣接に耕作農地はありませんでした。

現況を確認しましたところ、重機等で整地された状態でした。

**事務局（新井事務局長）** 私からは、番号9から10について説明をします。

番号9の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は、県道 秩父児玉線 和銅大橋入口交差点から南に約●●●メートル付近位置する、今回駐車場として一体利用する宅地をコの字状に囲んだ224平方メートルの休耕農地であります。

申請地は、平成24年に相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、令和3年1月26日付けで農振農用地から除外されており、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、転用の目的ですが、隣接する多機能型社会福祉施設の駐車場用地です。

譲受人は、申請地に近接する秩父市寺尾●●●他で、多機能型福祉施設を運営しているが、事業拡大に伴う職員の増員、利用者の増加により新たに駐車場を確保する必要性が生じたため申請したものです。

また、申請地は、同施設の既存の駐車場に隣接しており、当該施設を設置することで問題が発生することはないものと思われまます。

次に、番号10の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の13ページをご覧ください。申請地は、国道140号バイパスと国道299号の交差する上蒔田交差点から小鹿野方面に約●●●●メートル付近にあります。

申請地は、令和2年に相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、農業振興地域内に存在する農地として、農振農用地となります。

次に、転用の目的ですが、13ページの写真の左下側にかかっている橋の架け替えに伴う、資材置き場・現場事務所用地としての一時転用です。

譲受人は、大野原地内に事務所を持つ建設業者で、申請地に近接する蒔田川に掛かる橋の架け替え工事を県土整備事務所から請け負ったことにより、資材置き場と現場事務所を確保する必要性が生じたため申請したものです。

また、一時転用の期間は、許可から10か月を予定しており、当該施設を設置することで問題が発生することはないものと思われまます。

**事務局（五野上主席主幹）** 私からは番号11から14について説明をします。

番号11について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野 字 ●●● 畑2筆 360㎡で、平成18年に相続で取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。

申請地は浦山口駅から東北東へ約●●●m付近にあります。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅及び革製品の製造・販売を行うための住宅兼店舗用地です。

譲受人は、自営業で革製品の製造及び販売をしています。

申請事由ですが、譲受人は現在、実家暮らしをしており、革製品の製造・販売の仕事も行っており実家が手狭な為、実家から比較的近く利便性もよい上記の土地の転用を申請されました。

資金調達計画は整っており、事業計画では、住宅及び革製品の製造・販売の建物1棟と駐車場3台分を予定しております。

隣接地は北側に不耕作の畑がありますが、そのほかは住宅で、耕作農地はありませんでした。また、進入路として隣地の所有権の持分も譲り受ける予定とのことでした。

現況を確認しましたところ、長い間耕作されておらず不耕作地でした。

番号12について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野 字 ●● 畑3筆 1776㎡で、平成31年に相続で取得した土地です。

案内図の15ページをご覧ください。

申請地は、武州中川駅から東へ●●●m付近にあります。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、譲渡人が将来的に農業を行う予定がなく、日当たり等の条件も良いことから賃貸借で双方合意し太陽光発電施設として申請されました。

資金調達計画は整っており、事業計画では、土地に基礎架台を設置しそこに太陽光パネル324枚を固定することを予定しております。

また、申請地の隣接農地所有者からは転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。

現況を確認しましたところ、少なくとも4年前からは耕作していないということで不耕作地でした。

番号13について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野 字 ●● 畑2筆 950㎡で、1筆は、平成27年に相続で取得した土地で、平成17年に相続で取得した土地です。

案内図の16ページをご覧ください。

申請地は、秩父市役所荒川総合支所から東南東へ約●●●m付近にあります。

土地の基準としましては荒川総合支所から300m以内にある農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は駐車場用地です。

譲受人は、昭和43年に成立した法人です。主な事業は土木工事、建築工事、不動産の売買・交換、賃借及びその仲介、所有、管理、利用です。

申請事由ですが、現在使用している駐車場に建物を新たに建築するので、他に駐車場が必要になったとの事で申請されました。

資金調達計画は整っており、事業計画では、整地を行い砂利敷きをして20台分の駐車場を作ることを予定しております。

また隣接地所有者からは転用することの同意書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われま。

現況を確認しましたところ、梅の木が植えられている梅畑でしたが、土壌の質が悪く砂利などが多く混じっており今後農地として活用するのは難しい状態でした。

番号14について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川日野 字 ●●● 畑2筆 169㎡で、平成26年に相続で取得した土地です。

案内図の17ページをご覧ください。

申請地は、武州日野駅から北東へ約●●●m付近にあります。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、現在お住いの宅地が建物で一杯であり車を駐車するスペースも狭く不便をしていました。隣接の土地を譲り受ける事が出来たので駐車場を作りたいとの事での申請されました。

資金調達計画は整っており、事業計画では、駐車場への進入路及び軽自動車2台、普通乗用車2台分の駐車場を予定しております。

隣接農地は東及び南にありますが、譲渡人の所有する農地以外の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思いま。

現況を確認しましたところ、保全管理された畑でした。

**議長（衆東男会長）** 事務局の説明が終わりました。一時間たちましたので、ここで10分休憩い

たします 続きまして、担当委員の意見を伺います。

－(休憩)－

**議長(糸東男会長)** 会議再開いたします。担当委員の意見を伺います。

**4番 加藤勝市委員** 議案第20号 番号1ですが、ただ今、事務局から説明がございましたが、申請地は中心市街地にあり、めぐりがすでに宅地化している農地であるので、やむを得ないと判断をしました。ご審議をよろしく申し上げます。

**9番 青野孝司委員** 番号2から番号4の3件について意見を申し上げます、いずれも概要は事務局から説明のとおりです。最初に番号2についてですが、当該農地は宅地等に囲まれており、すでに耕作もなされていないことから、やむを得ないと判断をしました。次に番号3についてですが、当該農地は宅地の密集している地域内にあつて、所有者ご自身も高齢のため、耕作に困難をきたしている状況を考えますと、やむを得ないと判断をしました。最後に番号4についてですが、当該農地は、相続により取得し所有者は遠隔地にいるため耕作を続けることは困難な状況にあり、やむを得ないと判断をしました。ご審議をよろしく申し上げます。

**11番 長島秀明委員** 番号5につきまして意見を申し上げます。概要につきましては、事務局の説明したとおりでございます。譲り渡し人については、大変高齢の夫婦でございまして、子供も遠隔地に住んでおり、農地としての存続も非常にきびしい状況です。やむを得ないと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**7番 横田友委員** 番号6・7・8と担当になりましたのでご説明いたします。

番号6は、住宅の排水管の埋設で一時転用になります。先ほどの事務局の説明の通りでございます。

番号7は、自己用住宅を建てたいということで、問題はないと思います。

番号8 この土地は有効利用ができるのであれば、軽食休憩店舗に利用するというところで、活性化の意味でも、よろしいのではないかと思います、どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

**8番 黒沢昌治委員** 番号9、駐車場用地です。現地の向かって右側と奥をすでに駐車場として確保されており、事業の拡大により駐車場を増やしたいということで、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**12番 豊田恵男委員** 番号10については、事務局の説明のとおりです。公共工事の資材置き場ということで、下にブルーシートを敷いてその上に鉄板を敷いて利用するというところで、別に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**5番 笠原倍吉委員** 番号11から13番にかけて説明いたします。

11番について、住宅地の後方になります。現地を確認しますと、保全管理もされており、進入路もあり、特に問題はないかと思います

続きまして、12番の案件です。太陽光発電施設でだいぶ大きいパネル多く置く様です、この土地は荒川の蕎麦組合が蕎麦を作っていたことがありましたが、利用集積の話が流れてから、現在まで、譲受人が綺麗に保全管理しておます。譲り渡し人の両親もすでに亡くなっており、やむを得ないと考えます。

次に13番の件です、詳細は事務局の説明のとおりです、この土地は非常に石が多く農地としては利用できない土地であり、ご主人もなくなり、奥さん一人だけですので、譲受人も近くの方で、

問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます

**3番 長谷川満委員** 14番の案件です。先ほど事務局の説明のとおりです。ご審議よろしく申し上げます。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**2番 上井克彦委員** 案内図9ページと15ページの太陽光パネルについて、アパート・住宅が隣接しているので、隣接農地の承諾だけでなく隣接宅地の承諾を得たほうが良いのではないかと思います。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます、ほかにございませんでしょうか

**7番 横田友委員** ただ今の9ページですが、申請地の上の三角の残ったところは農地でしょうか？

**事務局（小嶋主席主幹）** 農地です。

**7番 横田友委員** 耕作はされてるのでしょうか？

**事務局（小嶋主席主幹）** 現在は耕作はされておりました。

**7番 横田友委員** いずれはというところもあるのでしょうか？地主さんは同じですか？

**事務局（小嶋主席主幹）** 地主は違います。

**議長（糸東男会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第20号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸東男会長）** 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第21号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（1件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会 会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、●番 ●●●●委員におかれましては、議場から退出願います。

（●番 ●●●●委員が議場から退出する）

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（小嶋主席主幹）** 番号1について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原 字 ●● 畑 3筆 683平方メートルで、1筆は平成23年に、2筆は平成26年にそれぞれ相続により取得した土地です。

案内図の18ページをご覧ください。

申請地は、大野原交差点から東南東に●●●メートル付近の位置にあります。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は資材置場及び駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は市内で解体工事業・土木工事業・一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬等を営む法人です。

譲受人は、事業継承前の昭和56年頃より、解体工事・土木工事に必要な砂利、機材、資材及び車両の置場として、申請地を借り受け使用してきました。

この度、申請地が農地転用の許可を受けていない農地であることが判明し、申請地を、今後も使用していきたいことから、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。

また、本申請地の隣接に譲渡人の所有する以外の耕作農地はありませんでした。

現地を確認しましたところ、資材置場及び駐車場として利用されておりました。

**議長（衆東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**10番 新田恭一委員**事務局説明の通りでございまして、昭和56年から使用しておりまして、今後も、使用して行くということですので、始末書も提出されております。よろしくご真偽お願いいたします。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆東男会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第21号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（衆東男会長）** 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

それでは、●番 ●●●●委員委員は議場に入るようにしてください。

（●番 ●●●●委員が議場に入室する）

議案第22号上程 買受適格証明願について （2件）

**議長（衆東男会長）** 次に、議案第22号「買受適格証明願について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（小嶋主席主幹）** 議案第22号、買受の適格証明願について説明いたします。

申請地が同一となりますので、番号1及び番号2について、一括して説明いたします。

議案書の11ページ、番号1及び番号2をご覧ください。

申請者、申請地、申請事由については議案書記載のとおりです。



これは、さいたま地方裁判所熊谷支部で実施する、農地法第5条の規定による許可を必要とする公売に参加するため、許可を受けられる者であることの証明願いです。

案内図の、19ページをご覧ください。

証明を受けようとする土地は、山田 宇●● 畑 2筆 2,200㎡で、高篠中学校の南東●●●m付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

公売参加事由としては、番号1については、申請人は市内で土木一式工事業・産業廃棄物処理業・一般廃棄物処理業等を営む法人で、事業計画によると、本社と既存で利用している資材置場の中間に申請地が位置していることで、行動範囲に適している、資材の確保面積が広がることなどから資材置場を設置したく、入札に参加するために申請されました。転圧や砂利敷工に関しては自社で行うとのことで資金はかからないとのことです。

番号2については、申請人は県外で太陽光等発電事業・自然エネルギーによる発電及び売電事業、再生可能エネルギーを利用した発電機械器具及びその関連製品の企画、開発、製造、販売、施工及びメンテナンス等を営む法人で、事業計画によると、太陽光パネル400枚及びその他の必要な機器等を設置したく、入札に参加するために申請されました。資金調達計画も整っております。なお、経済産業省からの発電設備についての認定及び電力会社からの電力需給契約申し込みについての承諾については、買受適格証明の申請時には添付は求められてなく、入札で落札となった場合に、あらためて5条申請時に添付することとなっております。

今後の流れとしましては、この総会で買受適格証明願が承認されれば県へ進達し、埼玉県知事の証明となります。

その後、入札が実施され、申請者が落札した場合、改めて5条申請が農業委員会に提出されますが、その際は本日の審査をもって5条申請の許可相当とし、会長専決事項となります。

説明は以上です。

**議長（衆東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**10番 新田恭一委員** 写真を見ていただきますと下のほうが高くなっています坂の畑です。番号1については、資材置き場、また、番号2については太陽光パネル400枚の設置ということです。買受適格証明について、ご審議願います。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**4番 加藤勝市委員** 理解できないので教えてください。申請地が同じ地番で面積が同じだと、申請者が違う、片方が資材置き場、片方が太陽光発電、同じ土地で同じ面積で二つの目的で使うそういう風に理解するんですか？

**事務局（小嶋主席主幹）** 説明不足で済みません。入札案件なので、番号1と番号2の申請者の方が入札をするのに買受適格証明というのが必要になります。それぞれが入札するので、入札の結果がどちらになるかわかりません。

**4番 加藤勝市委員** わかりました。二つの業者のどちらかに落札する可能性が高いというふうに

理解すればよいということですね

事務局（小嶋主席主幹） はいそうです。

4番 加藤勝市委員 はい、わかりました。

2番 上井克彦委員 太陽光発電については秩父市の承認は出てるんですか。

事務局（小嶋主席主幹） 確認をしておりません。確認をしたいと思います

2番 上井克彦委員 それで、この入札が終わったあとに、農業委員会を通ったことになるんですか？ちょっと理解できないんですが。

事務局（小嶋主席主幹） （買受適格証明）自体は、入札に参加できるかの判断になりますので、太陽光発電につきましては、経済産業省に売電入札の契約が必要なんですけど、それは、落札してから5条の申請時に提出してもらうことになっています。

2番 上井克彦委員 その5条は農業委員会にかかるんですか

事務局（小嶋主席主幹） 5条は、農業委員会にかからず、会長専決の処理で、県に進達します。

2番 上井克彦委員 理解できません。

議長（糸東男会長） 今回は競売の買受適格証明だけですよ

事務局（小嶋主席主幹） はい

議長（糸東男会長） 競売で落ちた場合に、改めて太陽光の5条申請が出るということですね。

事務局（小嶋主席主幹） はい

議長（糸東男会長） 今現時点では、太陽光の許可は下りてなくてもよいということですね

事務局（小嶋主席主幹） はい

4番 加藤勝市委員 ちょっと休憩に入ってもらえますか

議長（糸東男会長） 休憩に入ります

－（休憩）－

議長（糸東男会長） 再開します。他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。（落札後の）5条の申請について、会長専決ではなく農業委員会総会で審議することで、議案第22号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、証明することを相当とすることに決しました。

議案第23号上程 農用地利用集積計画の決定について （2件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（新井事務局長） 私からは番号1について説明をいたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和3年4月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については、議案第 23 号 別紙 農用地利用権設定等一覧（地権者→埼玉県農林公社）にあります田村地区の地権者数 16 人、35 筆 の田および畑の計 29,557 平方メートルです。

案内図の 21 ページをご覧ください。この農地は、田村の円福寺周辺にあります。

利用権を設定する期間は令和 3 年 7 月 1 日から 10 年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなります。

なお、現地はすべて耕作地でした。説明は以上です。

**事務局（新井主席主幹）** 議案第 23 号 番号 2 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和 3 年 4 月 12 日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます。

貸し付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書をご覧ください。

申請地は、吉田久長 字 若宮 畑 2 筆 2145 平方メートルです。

案内図の 20 ページをご覧ください。龍勢会館前交差点から北約 130 メートルに位置しています。

利用権を設定する期間は、令和 3 年 5 月 1 日から 5 年間です。

借受人は、秩父市内で農産物の加工、販売、販売用農産物の生産等を行う法人で、農産物の加工、販売を行うとともに現在、道の駅龍勢会館の運営委託を受けて営業を行っています。申請地は道の駅龍勢会館の裏手に位置する畑で、今までも利用権設定により同法人が借り受けて福寿草の栽培を行い、一部は龍勢会館で販売もしてきました。今回、継続して申請地を借受けて、福寿草の栽培に加えて、河津さくらの植栽、ヤギの飼育を行い、龍勢会館の新たな魅力づくりを行いたい考えです。龍勢会館はもとより駐車場からも周遊することができ、道の駅龍勢会館の誘客促進につながることを期待されています。

**議長（桑東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8 番 黒沢昌治委員** 先日担当職員と現地の確認しました。地権者 16 人、面積 29,557 平方

メートル、畑が10アール当たり2千円、田が10アールあたり3千円、10年間、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**2区 大久保勝推進委員** 事務局と農業委員さんの説明のとおりです。先日現地に行ってきましたが、麦を作付たり、そのほか耕うんしたり、きれいになっていました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**2番 上井克彦委員** 番号2について説明します。担当職員、担当推進委員さんと一緒に現地を確認しました。説明のとおり、福寿草 ヤギを飼育するというので、職員が福寿草を移植していました。龍勢会館の経営の一端ということですし、農地もきれいに管理されていました。

**5区 木村初枝推進委員** 先日現地を確認しました。きれいに管理されていて、何の問題もなく、よいことだと思います。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸東男会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第23号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第24号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第24号「農用地利用配分計画の意見について（案）」を議題といたします。

議案第24号につきましては、秩父市農業委員会 会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、12番 豊田 恵男〔とよだ えみお〕委員におかれましては、議場から退出願います。

（12番 豊田 恵男委員が議場から退室する）

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（新井事務局長）** 番号1について説明します。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和3年4月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられている農地は、先の議案第23号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申し出がありました担い手に配分する計画です。

議案書 議案24号 別紙をご覧ください。農地利用配分計画35筆29, 577平方メートルのうち 番号1から番号33まで、33筆 計27, 281平方メートルは、尾田蒔地内の農事組

合法人が畑として利用し、番号 34・35 の畑 2 筆 計 2, 276 平方メートルを、大野原地内の認定農業者である農業従事者が畑として利用する計画になっています。

配分案につきましては、案内図 21 ページをご覧ください。濃い色で着色している部分が農事組合法人、案内図左端とその右側の白抜きで表示された農地 2 筆が認定農業者への配分となります。賃借期間につきましては、令和 3 年 7 月 1 日より 10 年間で、賃料は 1 年、10 アール当たり、田が 3000 円、畑が 2000 円です。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

**議長（衆東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8 番 黒沢昌治委員** 問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

**2 区 大久保勝推進委員** 先ほどと同じことなので審議のほどよろしくお願いします。

**議長（衆東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆東男会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 24 号に農用地利用配分計画について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（衆東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

それでは、12 番 豊田 恵男 委員〔とよだ えみお〕委員は議場に入るようにしてください。

（12 番 豊田 恵男 委員が議場入室する）

**議長（衆東男会長）** 議事は全て終わったのですが、先ほどの（太陽光発電の場合の）承諾書について、（太陽光発電のための転用）申請の場合は、任意で、（隣接地が宅地の場合も）隣地所有者の承諾書を付けていただくことを、秩父市農業委員会としてお願いする。こととしたいのですがよろしいでしょうか。

—（反対意見なし）—

それでは、秩父市農業委員会として、太陽光発電の転用申請の場合、任意で、（隣接地が宅地の場合も）隣地所有者の承諾書をお願いすることとします。

日程第 8 閉議・閉会

**議長（衆東男会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和 3 年第 4 回定例総会を閉会いたします。